

介護保険制度改正について

介護保険制度がスタートしてから15年経ち、国では、高齢化の進行などにより社会保障制度のありかた全体の見直しをおこない、重点的に整えること、効率的に進めていくこととされ、平成27年4月から介護保険法が改正されました。

主な改正点は、次の通りとなります。

平成27年
4月から

①介護保険料が変わりました 年額30,600円→27,500円へ

【負担が軽減されます】

国は、消費税増税分の財源を使って、低所得者の保険料を引き下げることとしました。

4月の広報誌でお知らせした介護保険料のうち、第1段階の負担がさらに軽減されます。

【第1段階対象者】

- ・生活保護受給者
- ・住民税非課税で前年度所得及び年金収入が80万円以下の方



段階	年額	
	軽減前	軽減後
第1段階	30,600円	27,500円
第2段階	45,900円	
第3段階	45,900円	
第4段階	55,000円	
第5段階	61,200円	
第6段階	73,400円	
第7段階	79,500円	
第8段階	91,800円	
第9段階	104,000円	

平成27年
8月から

②一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割になります

介護サービス利用者の自己負担は、これまで一律にサービス費の1割としていましたが、一定以上収入のある方は2割をご負担いただくこととなります。



【対象者】65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみ280万円以上）

平成27年
8月から

③月々の負担の上限（高額介護サービス費の基準）が変わります

1ヶ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻しされます。負担の上限が、月額37,200円から44,400円に引き上げられます。

区 分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）※ 〈新設〉
世帯のどなたかが住民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯全員が住民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等 	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）※
生活保護を受給している方	15,000円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担限度額を指します。

平成27年
4月から

④特別養護老人ホームの入所基準が変わりました



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護度3以上の方が対象となります。要介護度1・2であっても、やむを得ない事情がある場合には、市町村が特例的に入所を認めることがあります。



【特例入所の要件】

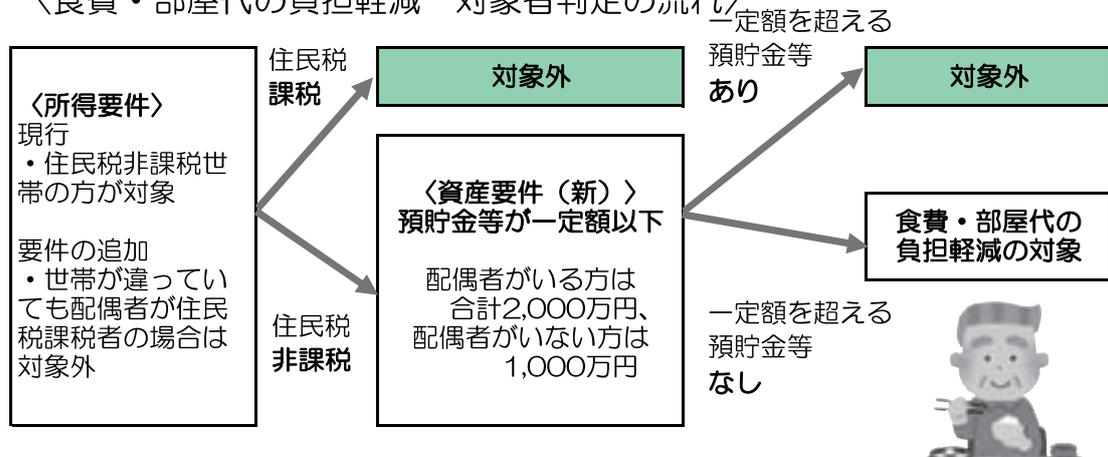
- ①認知症があり日常生活が困難
- ②知的・精神障がいがあり日常生活が困難
- ③家族による虐待が見られる
- ④単身・高齢者・病弱世帯で家族の支援が困難

平成27年
8月から

⑤食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります（施設利用の方）

特養などの介護保険施設やショートステイ等の食事・部屋代について、在宅で生活する方との公平性を高めるため、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にご負担いただくように、基準の見直しが行われます。

〈食費・部屋代の負担軽減 対象者判定の流れ〉



平成27年
8月から

⑥多床室（相部屋）の居住費が変わります（施設利用の方）



施設サービス・ショートステイを利用する方のうち、住民税課税世帯の方は、あらたに『室料相当分』が居住費に加わります。相部屋を利用されている方で、食費・居住費の負担軽減を受けていない方が対象です。